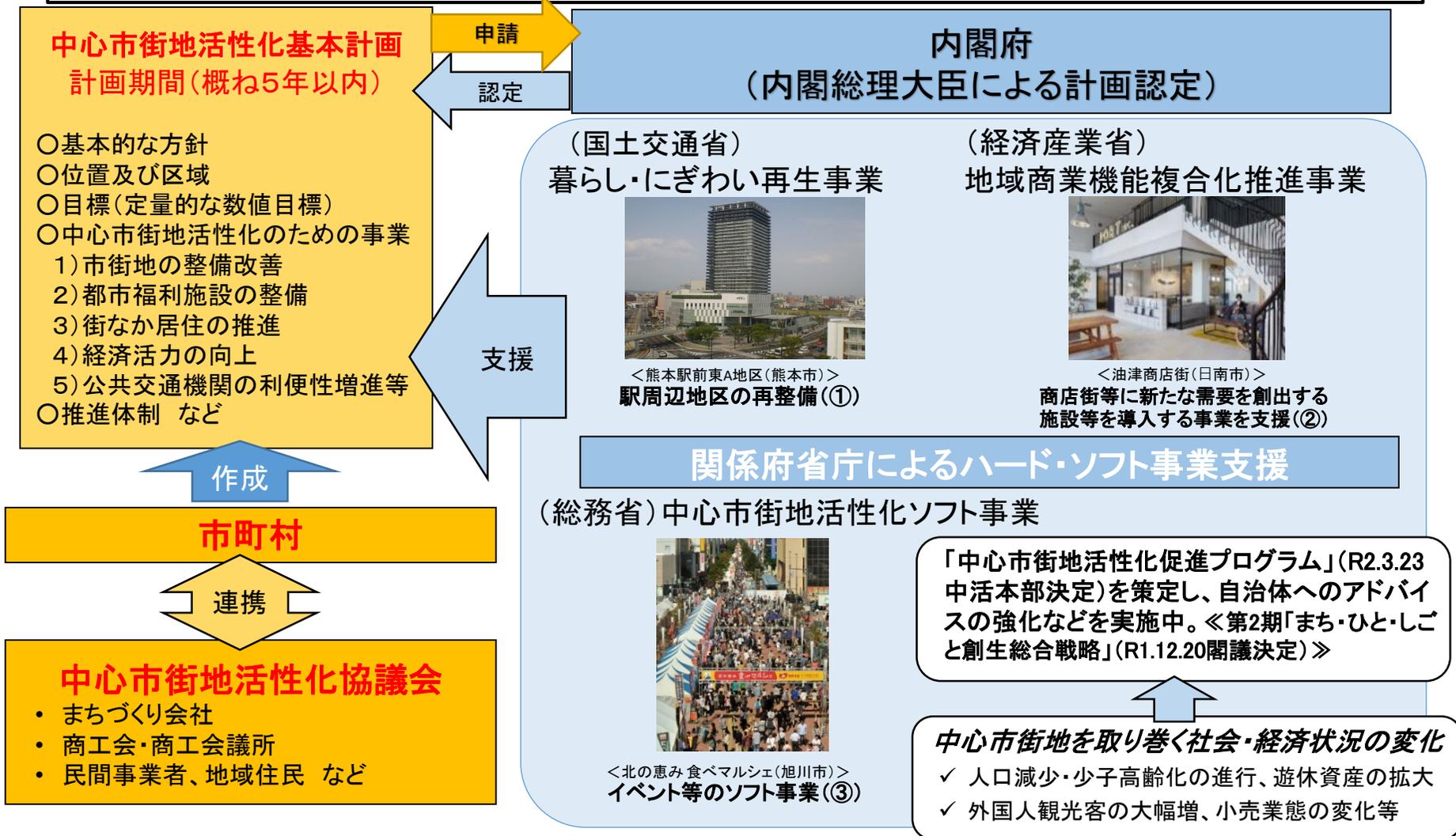


# 中心市街地活性化基本計画の状況

令和4年9月  
内閣府地方創生推進事務局

# 中心市街地活性化制度の概要

- 中心市街地の活性化に関する法律に基づき、少子高齢化、消費生活の変化等に対応し、中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進。
- 市町村がまちづくり会社・商工会議所等による協議会と連携し基本計画を作成。国の認定を受けた計画に対し、関係府省庁が連携して重点的に支援。



# 中心市街地活性化促進プログラム

「まち・ひと・しごと創生基本方針2019」に基づき令和2年3月に策定  
「第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」」においても位置付け

## プログラムの基本的な考え方

### 中心市街地活性化の必要性

✓ 中心市街地は「まちの顔」として地域の活性化のために極めて重要なエリア。そのストックを活かして期待される役割を果たすことが必要

### 中心市街地活性化促進プログラムの狙い

✓ 現下の情勢に即した「重点的な取組」を示し、国の支援を積極的に行っていくことで中心市街地の活性化を促進する

✓ アドバイスの強化等により、より多くの自治体における現行制度の効果的な活用を促進することで、中心市街地の更なる活性化を図る

重点的な取組：中活プログラムに基づく重点的な取組について、積極的に支援する（中心市街地の活性化を図るための基本的な方針（閣議決定））

### 1. 社会経済情勢の変化と進展等に対応した戦略

〔 多世代が安心して暮らせるまちづくりや若い世代の地域定着、関係人口の創出、未来技術の活用等 〕

○ 駅ビルをにぎわい交流施設として整備  
○ まちなかに学生の交流拠点を整備  
○ 5Gを活用したサテライトオフィスの誘致 等



### 2. まちのストックを活かす

〔 空き店舗・空きビルや低未利用資産、既存店舗の再活性化など、まちのストックを活かす 〕

○ 空き店舗対策の効果的な助成  
○ 大型商業店舗の空きビルの再生  
○ 既存店舗の外装改修への支援 等



### 3. 地域資源とチャンスを活かす

〔 歴史・文化等の地域資源や、外国人旅行者の増加・働き方の変化などのチャンスを活かす 〕

○ 歴史的建造物や古民家の活用  
○ 地域資源の活用  
○ 外国語に対応したガイドの育成 等



### 4. 民との連携や人材の確保・育成を強化する

〔 民間企業等との連携強化やまちづくりを担う人材の育成・確保 〕

○ 地域経営の観点からの商店街活性化の取組  
○ 遊休不動産活用のためのコーディネーターの設置  
○ 収益施設と融合したPark-PFIの活用 等



### 5. より活用される仕組みにする〔 地域における多様な市街地の実情に応じた支援を行い、より積極的に活用される仕組みとする 〕

○ 多様な市街地の活性化に対応できることの周知  
○ 制度が一層効果的に活用されるよう、効果的な制度の活用を助言する等のハンズオン支援の強化  
○ 平成の市町村合併による地域の実情に配慮し、複数の区域でも活用できること等の周知

# 中心市街地活性化基本計画認定市町村一覧：152団体（令和4年4月現在実施中：57団体）

令和4年4月現在で、152団体（累計265計画）が認定（②、③、④は認定の回数）を受けている。黒字は計画期間終了の自治体。

赤字は取組実施中の自治体（下線付きは令和4年度で期間終了予定の自治体）。

|      |   |      |  |
|------|---|------|--|
| 北海道  | 函館市、小樽市、旭川市、 <b>帯広市③</b> 、北見市、岩見沢市②、稚内市、<br>滝川市、砂川市、富良野市②   | 滋賀県  | 大津市②、長浜市②、 <b>草津市②</b> 、守山市②、 <b>東近江市②</b>                               |
|      |   | 京都府  | 福知山市②  |
| 青森県  | 青森市②、弘前市②、 <b>八戸市③</b> 、 <b>黒石市</b> 、 <b>十和田市②</b> 、三沢市     | 大阪府  | 堺市、 <b>高槻市②</b> 、 <b>茨木市</b>   |
| 岩手県  | 盛岡市②、久慈市②、遠野市②  | 兵庫県  | 神戸市（新長田）、 <b>姫路市③</b> 、尼崎市、明石市②、 <b>伊丹市③</b> 、<br>宝塚市、 <b>川西市③</b> 、丹波市② |
| 宮城県  | <b>石巻市③</b>   |      |  |
| 秋田県  | 秋田市②、大仙市  | 奈良県  | 奈良市  |
| 山形県  | <b>山形市③</b> 、 <b>鶴岡市②</b> 、酒田市②、 <b>上山市②</b> 、 <b>長井市②</b>  | 和歌山県 | 和歌山市、田辺市   |
| 福島県  | <b>福島市③</b> 、会津若松市、 <b>いわき市</b> 、白河市②、 <b>須賀川市②</b>         | 鳥取県  | <b>鳥取市③</b> 、米子市②、 <b>倉吉市②</b>   |
| 茨城県  | <b>水戸市</b> 、 <b>土浦市②</b> 、石岡市、 <b>鹿嶋市</b>                   | 島根県  | <b>松江市③</b> 、江津市、雲南市   |
| 栃木県  | 日光市、大田原市  | 岡山県  | <b>倉敷市③</b> 、津山市、玉野市   |
| 群馬県  | <b>高崎市③</b>   | 広島県  | 三原市、府中市②   |
| 埼玉県  | 川越市②、蕨市、 <b>寄居町</b>   | 山口県  | 下関市、 <b>宇部市</b> 、 <b>山口市③</b> 、岩国市、 <b>周南市②</b>                          |
| 千葉県  | 千葉市、 <b>木更津市</b> 、柏市②                                       | 徳島県  | <b>徳島市</b>   |
| 東京都  | <b>八王子市</b> 、 <b>青梅市</b> 、府中市                               | 香川県  | <b>高松市③</b>  |
| 神奈川県 | 小田原市  | 愛媛県  | <b>松山市③</b> 、西条市   |
| 新潟県  | 新潟市、 <b>長岡市③</b> 、十日町市、上越市（高田）                              | 高知県  | <b>高知市②</b> 、四万十市  |
| 富山県  | <b>富山市④</b> 、 <b>高岡市④</b>                                   | 福岡県  | 北九州市（小倉・黒崎）、大牟田市、久留米市②、直方市、飯塚市   |
| 石川県  | <b>金沢市④</b>   | 佐賀県  | 唐津市②、小城市、 <b>基山町</b>   |
| 福井県  | 福井市②、敦賀市、大野市②、越前市②  | 長崎県  | <b>長崎市②</b> 、諫早市②、大村市  |
| 山梨県  | 甲府市②  | 熊本県  | <b>熊本市③</b> 、熊本市（植木）、八代市、山鹿市、 <b>益城町</b>                                 |
| 長野県  | 長野市②、上田市②、 <b>飯田市③</b> 、塩尻市                                 | 大分県  | <b>大分市③</b> 、別府市、佐伯市②、竹田市、豊後高田市②   |
| 岐阜県  | <b>岐阜市③</b> 、 <b>大垣市③</b> 、高山市、 <b>中津川市②</b>                | 宮崎県  | 宮崎市、日南市、小林市、日向市  |
| 静岡県  | <b>静岡市（静岡・清水）③</b> 、浜松市②、沼津市、 <b>島田市</b> 、掛川市②、 <b>藤枝市③</b> | 鹿児島県 | <b>鹿児島市③</b> 、奄美市  |
| 愛知県  | 名古屋市、豊橋市②、 <b>豊田市③</b> 、安城市、東海市、田原市                         | 沖縄県  | 沖縄市②   |
| 三重県  | <b>伊勢市②</b> 、伊賀市  |      |  |

# 中心市街地活性化基本計画 令和3年度定期フォローアップ報告の概要

- 国の認定を受けた中心市街地活性化基本計画では、各自治体が複数の目標を掲げている。各目標においては、その達成状況を的確に把握できるよう、定量的な指標(目標指標)を設定している。
- 各目標指標は、計画期間中、原則毎年取組の進捗状況及び目標達成の見通し等を自己評価(定期フォローアップ)することとしている。
- 定期フォローアップによって明らかとなった取組の進捗状況、目標達成の見通し、基準値からの改善状況等を参考に、必要と認められる場合には、各自治体は、中心市街地活性化協議会と連携して、速やかに基本計画の見直しを行う。

## <取組の進捗状況と目標達成状況に関する集計結果>

### 対象計画: 50市町 50計画 165指標

【参考: 令和2年度】58市町 58計画 194指標

○ 定期フォローアップ対象の全165指標について下記の分類により集計を行った。

#### <取組の進捗状況及び目標達成に関する見通しの分類>

- ① 目標達成が見込まれる (関連する事業等の進捗状況が順調)
- ② 目標達成が見込まれない (関連する事業等の進捗状況が順調)
- 1 目標達成が見込まれる (関連する事業等の進捗状況が順調でない)
- 2 目標達成が見込まれない (関連する事業等の進捗状況が順調でない)

|             | 目標達成可能と見込まれる                          | 目標達成可能と見込まれない                       | 合計                                    |
|-------------|---------------------------------------|-------------------------------------|---------------------------------------|
| 取組の進捗が順調である | ① <u>110指標 (67%)</u><br>〔102指標 (53%)〕 | ② <u>25指標 (15%)</u><br>〔41指標 (21%)〕 | <u>135指標 (82%)</u><br>〔143指標 (74%)〕   |
| 取組の進捗が順調でない | 1 <u>17指標 (10%)</u><br>〔30指標 (15%)〕   | 2 <u>13指標 (8%)</u><br>〔21指標 (11%)〕  | <u>30指標 (18%)</u><br>〔51指標 (26%)〕     |
| 合計          | <u>127指標 (77%)</u><br>〔132指標 (68%)〕   | <u>38指標 (23%)</u><br>〔62指標 (32%)〕   | <u>165指標 (100%)</u><br>〔194指標 (100%)〕 |

※表中の〔 〕は令和2年度の状況

○ 指標について「目標達成可能と見込まれない」とした要因として、新型コロナウイルス感染拡大による影響が多く挙げられた。

# 中心市街地活性化基本計画 令和3年度最終フォローアップ報告の概要

- 国の認定を受けた中心市街地活性化基本計画では、各自治体が複数の目標を掲げている。各目標においては、その達成状況を的確に把握できるよう、定量的な指標(目標指標)を設定している。
- 当該基本計画については、各自治体自ら計画期間満了後に、取組(事業等)が予定どおり進捗したのか、目標は達成されたのか等を自己評価(最終フォローアップ)として報告することとしている。
- 令和3年度の最終フォローアップの対象となる15市の15計画では、合計60の目標指標が設定されており、各種事業等をもって目標達成に向けた取組が行われてきたところであり、その評価結果をとりまとめる。

## <取組の進捗状況と目標達成状況に関する集計結果>

### 対象計画: 15市 15計画 60指標

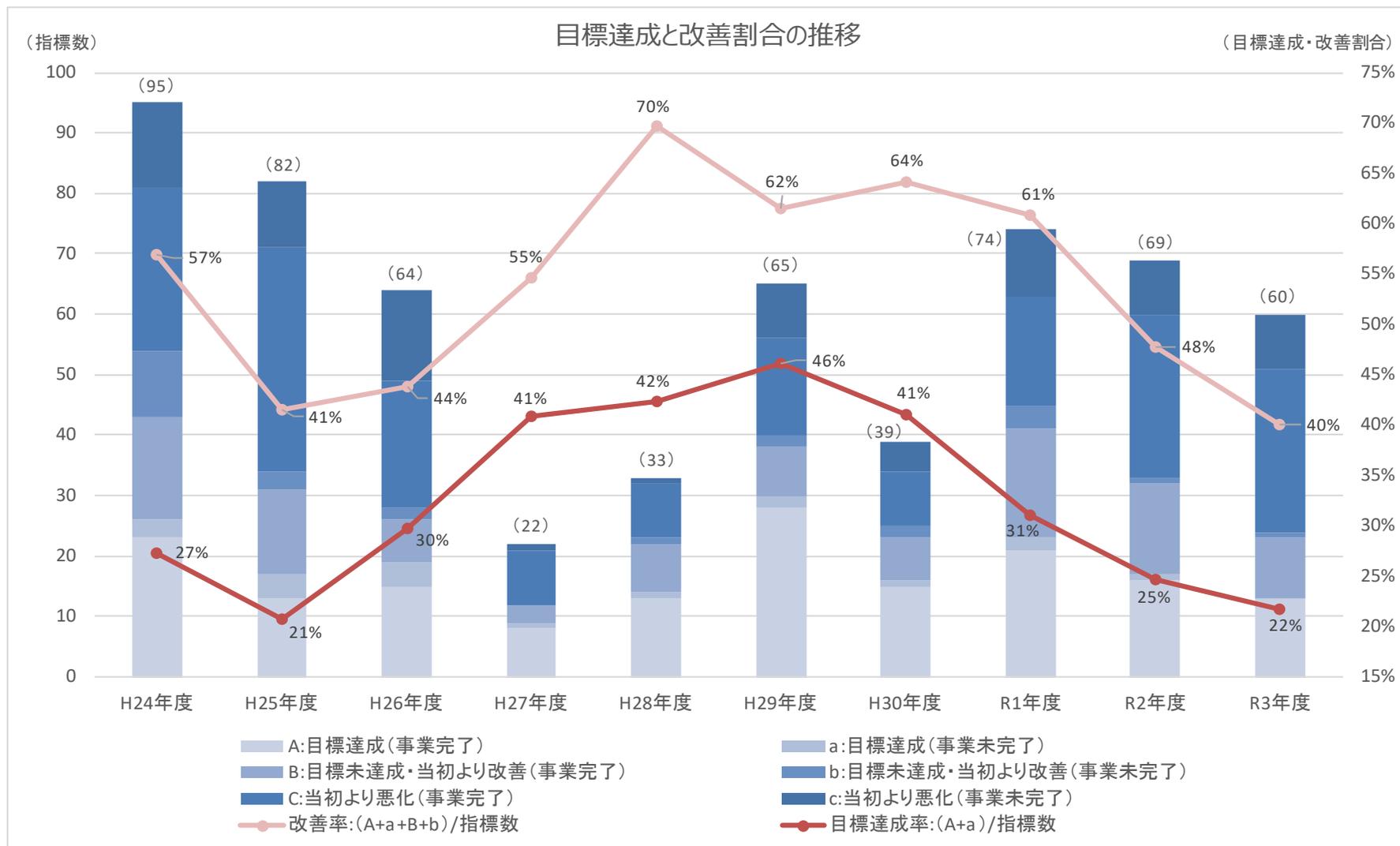
【参考: 令和2年度】21市21計画66指標

|          | 関連事業が概ね予定どおりに完了した                 | 関連事業が予定どおりに完了しなかった                | 合計                                  |
|----------|-----------------------------------|-----------------------------------|-------------------------------------|
| 計画当初より改善 | <b>23指標 (38%)</b><br>〔30指標 (45%)〕 | <b>1指標 (2%)</b><br>〔2指標 (3%)〕     | <b>24指標 (40%)</b><br>〔32指標 (48%)〕   |
| うち目標達成   | <b>13指標 (22%)</b><br>〔16指標 (25%)〕 | <b>0指標 (0%)</b><br>〔1指標 (1%)〕     | <b>13指標 (22%)</b><br>〔17指標 (26%)〕   |
| 計画当初より悪化 | <b>27指標 (45%)</b><br>〔25指標 (38%)〕 | <b>9指標 (15%)</b><br>〔9指標 (14%)〕   | <b>36指標 (60%)</b><br>〔34指標 (52%)〕   |
| 合計       | <b>50指標 (83%)</b><br>〔55指標 (83%)〕 | <b>10指標 (17%)</b><br>〔11指標 (17%)〕 | <b>60指標 (100%)</b><br>〔66指標 (100%)〕 |

※表中の〔 〕は令和2年度の状況

○ 目標指標が計画当初より悪化した要因として、新型コロナウイルス感染拡大による外出自粛、イベントの中止、各種施設の利用制限等が多く挙げられた。

# 中心市街地活性化基本計画における目標達成等の状況の推移



# デジタル田園都市国家構想基本方針

(令和4年6月7日 閣議決定)

## 第2章 デジタル田園都市国家構想の実現に向けた方向性

### 1. 取組方針

#### (1) デジタルの力を活用した地方の社会課題解決

##### ④魅力的な地域をつくる

(中長期的な取組の方向性)

##### 【まちづくり DX】

人口減少・少子高齢化の中で豊かで多様な暮らし方を支える「人間中心のまちづくり」を実現するため、3D 都市モデルの整備・活用・オープンデータ化、デジタル技術を用いた都市空間再編やエリアマネジメントの高度化、データを活用したオープンイノベーション創出等を進めるなど、まちづくり分野の DX を推進する。

また、地域において様々な人を受け入れる「寛容性と多様性」を育むとともに、内外の多様な人材をひきつける魅力的な空間・拠点づくりを行い、地方におけるイノベーション創発を促進する。

## 第3章 各分野の政策の推進

### 1. デジタル実装による地方の課題解決

#### (5) 豊かで魅力あふれる地域づくり

##### ③質の高い暮らしのためのまちの機能の充実

##### i 魅力的な地方都市生活圏の形成

##### 【具体的取組】

##### (a) 魅力的な地方都市生活圏の形成

・まちににぎわいと活力を生み出し、ゆとりある空間を創出すること等により、魅力的な地域にするため、公園などのオープンスペースの充実や駅周辺等の空間の再構築、官民空間の修復・利活用等による「居心地が良く歩きたくなる」まちなかの創出や、空き店舗等の遊休資産の再生・活用、中心市街地の活性化等により、地域の「稼ぐ力」や「地域価値」の向上を図る「稼げるまちづくり」を推進する。

##### (e) デジタル技術を活用した中心市街地活性化

・デジタル技術を活用して人や交通の動きを的確に把握した上での取組を進めるとともに、デジタルマーケティングやデジタル技術を活用したにぎわい創出等の活力あるまちづくりを促進する。

#### (h) 地域を牽引する中心市街地の形成等

- ・「中心市街地活性化促進プログラム」（令和2年3月23日中心市街地活性化本部決定）に基づき、重点的な取組を行う市町村に対して、関係府省庁と連携して支援を行う。
- ・モデル事例等の効果的な施策を調査分析した上で、情報を蓄積して市町村にアドバイスを行う等、ハンズオン支援の強化を行う。特に、新たに中心市街地活性化基本計画の作成に取り組む等、課題解決に意欲的な市町村に対しては、専門家や国の職員を派遣する。
- ・地方創生の推進に向け、稼げるまちづくりの取組等の全国への展開を図り、その更なる活用を目指す。

#### (i) 新しい地域活性化モデルの構築

- ・デジタル田園都市国家構想の実現に向けて、地域のイノベーションを起こすとともに Well-being 向上を図るため、全国各地で地域の個性を活かしつつ多様性と寛容性を高め、人と人がつながる魅力的で開かれた地域づくりを官民連携で行う取組を推進する。そのため、デジタルとまちづくりの力で内外の多様なクリエイティブ人材と知恵を集めてイノベーションを生み出すなどの先駆的な取組について、事業主体等と協定を締結しハンズオン支援を行うとともに、効果的な形で横展開を進めていく。

## フォローアップ

（新しい資本主義実行計画に基づく取組の進捗と新たな取組）

（令和4年6月7日 閣議決定）

### Ⅲ. 経済社会の多極集中化

#### 1. デジタル田園都市国家構想の推進

#### （3）デジタル田園都市国家構想の前提となる安心の確保

##### ②豊かな田園都市国家を支える交通・物流インフラの整備

（都市の競争力向上）

- ・デジタル田園都市国家構想の実現に向けて、地域のイノベーションを起こすとともに Well-being 向上を図るため、全国各地で地域の個性を活かしつつ多様性と寛容性を高め、人と人が繋がる魅力的で開かれた地域づくりを官民連携で行う取組を進める。そのため、デジタルとまちづくりの力で内外の多様なクリエイティブ人材と知恵を集めてイノベーションを生み出すなどの先駆的な取組について、事業主体等と協定を締結しハンズオン支援を行うとともに、2022年度中により効果的に横展開を図るための手法を検討し、所要の措置を講ずる。

# 平成26年法改正により設けられた附則

附則(平成26年4月25日法律第30号)

## 第2条(検討)

政府は、この法律の施行後平成三十六年三月三十一日までの間に、この法律による改正後の中心市街地の活性化に関する法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。